

# 産業建設常任委員会説明資料

平成 24 年 1 月 30 日

経 済 部

## 農業担い手づくり育成事業経費、地域営農担い手条件整備事業経費

### 《決議の内容》

- (1) 自給率を高めるにも、市民全体の取組みとなるよう、人づくりに努力すること。
- (2) 担い手のますますの充実、拡充を図り、本市農業の更なる発展に努めること。

### 【基本的な考え方】

現在策定中の「(第2次) 亀岡市元気農業プラン」の考え方に基づき、自給率を高めるため、消費者(市民)のニーズを踏まえた売れる作物を安定的かつ継続的に生産できる強い農業生産体制の確立を目指していきます。

また、地域農業の担い手の育成確保を図るため、新規就農希望者や担い手の農業経営の改善や能力向上を支援していきます。

### 【農業担い手づくり育成事業、地域営農担い手条件整備事業に係る

#### 主な取り組み内容】

- ・ 亀岡地域担い手育成総合支援協議会事業
- ・ 集落営農育成強化助成事業
- ・ 農業経営基盤強化支援利子補給事業
- ・ 農の担い手新規就農支援事業…23年度新規事業
- ・ 京の黒大豆・小豆等産地づくり事業 など

【平成24年1月 産業建設常任委員会】

## **雇用対策経費、ふるさと雇用再生特別交付金事業経費、緊急雇用創出事業経費**

### **《決議の内容》**

雇用対策のための事業効果が見えにくい。以下の点に留意のうえ改善を図り、雇用の創出による更なる地元経済の活性化に努められたい。

- (1) 情報収集、企業の動向調査により地元雇用を促進すること
- (2) 基盤となる農業振興施策の充実を図ること
- (3) 常雇用への取組みを強化すること
- (4) 雇用創出だけではなく対市民の事業もあることから雇用者の力量を高めること
- (5) 雇用推進のため、事業の委託先が偏らないようにすること

### **【基本的な考え方】**

- (1) 雇用促進協議会の情報提供や若年者への就労支援事業の実施  
交付金事業は地元雇用を基本とする
- (2) 土づくり対策推進事業や地産地消推進事業等で活用
- (3) 委託先は公的な団体が大多数であり、常雇用は厳しい
- (4) 雇用者については、公的事務事業に従事する自覚を促し、実務をとおし  
て技量を高めるための指導助言に努めている
- (5) 事業の委託先の大多数は公的な団体

### **【主な取り組み内容】**

- ・若年者等への就労支援について、関係機関と連携する中で有効な施策を検討
- ・緊急雇用創出事業のうち重点分野雇用創出事業等に該当する事業については、  
H24年度も引き続き実施する

## **商工業振興対策経費**

### **《決議の内容》**

企業立地の促進にあたってはアクションが不十分であり、各奨励金や助成金等は、補助自体をいかに全体的な商工振興につなげるかを考慮する必要がある

以下の点に留意のうえ改善を図り、効果的な商工業振興対策を望むものである

- (1) 地域に密着した地元型企業の育成を図ること
- (2) 地元中小零細企業、商店への振興策を充実すること
- (3) 積極的な企業立地に向けたアクションをおこすこと
- (4) 補助事業は、亀岡市企業立地促進条例に基づいて厳格な対応を図ること

### **【基本的な考え方】**

- (1) 既存の地元企業の増設等も対象とし、地元企業の育成を実施
- (2) ・経済団体と連携した市内消費を促進する施策導入
  - ・「亀岡市商店街にぎわいづくり計画」に基づく活性化施策の推進
  - ・観光イベント事業等による観光消費推進策
- (3) ・企業訪問
  - ・企業立地ガイドの掲載（ホームページ）
  - ・府市町村企業立地促進協議会への参画
  - ・（仮称）ものづくり産業振興ビジョンの策定
- (4) 企業立地奨励金及び雇用促進奨励金の適切な執行

### **【主な取り組み内容】**

- (1) ・(4)
  - ・企業情報に基づいた予算の計上
  - ・工場等指定要件の緩和等活用しやすい制度への見直し
- (2) ・資金借り入れに対する利子補給や保証料の助成
  - ・ふるさと雇用緊急支援事業の導入（平成22年度から）
  - ・国、府の補助事業・市の単独補助事業の効果的な導入
- (3) ・トップセールス
  - ・企業への情報提供の充実
  - ・（仮称）ものづくり産業振興ビジョンの策定及び事業効果・実効性のある事業展開

## **観光推進経費**

### **《決議の内容》**

- (1) 観光大使は、十分に活用し、意見を取り入れたPR活動を行うこと
- (2) 観光協会ともより一層連携を深め、積極的な独自施策を打つこと

### **【基本的な考え方】**

- (1) 観光大使は、亀岡市出身あるいは本市に深くゆかりがあり、文化・学術・スポーツ・芸能など様々な分野で活躍されている方で、ふるさとの観光PR等に熱意をもち、観光振興事業に快く協力いただける方に就任を依頼し、本市のPRを依頼している
- (2) 市民主体の観光まちづくりの推進に向け、観光協会を中心とした推進体制の強化  
観光に対する市民意識の啓発と市民・民間団体による主体的な取組の促進

### **【主な取り組み内容】**

- (1) 「亀岡観光大使創設」の主旨やこれまでの活動を検証する中で、市観光施策への意見・提言やPR活動が円滑に進むよう、制度・人選の再構築も含めて検討する。
- (2) 観光入込客の増大や市内における観光客滞在時間の延長、観光消費額の増大を目指し、観光協会の会員相互の連帯感の醸成を図るとともに、協会内の専門部会や役員会等に参加し、積極的な事業施策を展開する